

## 第45回農地総会議事録

開催日時	令和3年3月8日（月） 午後3時30分から	
開催場所	高知市役所たかじょう庁舎6階 会議室	
出席委員	大崎 恭寿・池澤 誠・西本 統洋・加藤 孝幸・高橋 政継・廣井 千里 中島 義幸・久保田 彦昭・森田 浩明・大野 哲・竹内 佳代・中島 正根 山本 和正・前田 眞作・上田 博・久保 壽美男・川澤 一博・矢野 強 <div style="text-align: right;">以上18名</div>	
欠席委員	中村 富貴	以上1名
事務局出席者	岩崎事務局長・近森次長・竹内係長・久保主任・北村主査	以上5名
議題	第1号議案      農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案      農地法第4条の規定による許可申請の件 第3号議案      農地法第5条の規定による許可申請の件 第4号議案      農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 第5号議案      農用地利用集積計画変更の件 第6号議案      非農地判断の件 議案外（報告） <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件</li> <li>・農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の件</li> <li>・農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件</li> <li>・農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件</li> <li>・非農地証明願の件</li> <li>・農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件</li> </ul>	
備考〔添付書類〕	○第45回農地総会議案書 ○現地案内図 ○第2号議案説明資料（資料①） ○第3号議案説明資料（資料②） ○令和2～3年度 今後のスケジュール（予定）	

開 議 長	会 長	(高橋政継 が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後 3 時 30 分)) ただいまより第 45 回農地総会を開催いたします。
委員出欠状況報告 議 長	議 長	欠席委員の報告を行います。欠席委員は中村富貴委員の 1 名です。 委員総数 19 名中 18 名の出席です。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、本日の農地総会が成立することをご報告いたします。
議事録署名委員指名 議 長  委 員 議 長	議 長  委 員 議 長	会議規則第 23 条第 2 項におきまして、議事録には、議長及び総会において定めた 2 人以上の委員が署名しなければならないと定められております。私の方で指名させていただきます。 委員 (異議なし) ご異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。 署名委員は、久保田彦昭委員と竹内佳代委員の 2 名にお願いいたします。
議 議 長  久保主任	議 議 長  久保主任	ただいまから、議案の審議を行います。 第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。 今日は、4 件の申請が出されております。議案書は 2 ページをご覧ください。 案件 1、案件 2 は、申請者からの申し出により先月の農地総会で、保留となっていた案件です。 先月の審査の段階で、申請地の位置について確認の必要が生じていたため、保留となっていたものですが、現地調査を行い、申請地の位置の確認ができましたので、改めて審査をお願いするものです。 両案件は農地の交換を行う関連案件となります。 案件 1 は、円行寺、市街化調整区域、登記地目田、現況畑、859 m <sup>2</sup> を、案件 2 は円行寺、市街化調整区域、登記地目田、現況畑、718 m <sup>2</sup> を、それぞれ農地の交換を行い、所有権を移転しようとする申請です。 現地案内図は No. 1 をご覧ください。ピンクに塗った所が案件 1 の、緑に塗った所が案件 2 の申請地です。 案件 1、案件 2 の譲受人は農地台帳に登録がないため、それぞれ耕作計画書を添付しての申請となっております。 案件 1 の申請書別添及び耕作計画書によりますと、譲受人は以前は農業に従事して

おらず、農地の管理のみをしていたものですが、後継者となる長男が亡くなったことから、自身で耕作を開始したとのことです。

現在は所有している農地を、耕作不利地を除き耕作及び保全管理しており、今回の申請地では果樹を栽培する予定であるとのことです。

農機具については所有していませんが、親族のものを借りて行うとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、常時従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、今までと同じ耕作を行うため、特に影響はないと考えるとのことです。

次に、案件2について説明します。

申請書別添及び耕作計画書によりますと、譲受人は現在所有している農地を耕作及び保全管理しており、今回の申請地ではハウス栽培でトマトやキュウリなどを栽培する予定とのことです。

譲受人は農作業の経験があり、他に別世帯の姉夫婦も農作業に従事していることから、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、これまでどおりの耕作を行うため、特に影響はないと考えるとのことです。

なお、案件1は、譲受人の経営面積が下限面積要件を満たしておりませんが、農地の交換の場合、農業委員会のあっせんによるものであるならば、一方の当事者が下限面積要件を満たしていなくても、もう一方が要件を満たしていれば、例外規定により許可要件を満たすこととなります。

続きまして案件3は、鏡小浜、その他の区域、登記地目田、現況畑、592㎡を、譲受人の経営拡大により、所有権を移転するという内容の申請です。

現地案内図はNo.2をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は耕作不利地を除き、所有している農地を全て耕作または保全管理しており、今回の申請地では野菜を栽培する予定とのことです。

農機具については、耕運機など2台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は、銀杏の栽培を主として農業に年間100日ほど従事しており、農業経営を行うのに十分な日数を確保しているのを確認しており、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、周辺農地の耕作条件にあわせた営農をするため、問題は生じないとのことです。

続きまして案件4は、春野町甲殿、市街化調整区域、田、366㎡を、経営農地が隣

	<p>接することによる耕作便利のため、所有権を移転するという内容の申請です。</p> <p>現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地で、緑に塗った所が隣接する譲受人の経営農地です。</p> <p>申請書の別添資料によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では水稻を栽培する予定であるとのことです。</p> <p>農機具については、トラクターなど4台の大農機具を所有しているとのことです。</p> <p>譲受人は農作業の経験があり、農作業に常時従事していることから、取得後は効率的な利用ができるとのことです。</p> <p>周辺農地への影響については、周辺と同様の耕作を行うため、特に影響はないと考えるとのことです。</p> <p>以上、全ての案件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>申請地については、担当区域の農地利用最適化推進委員に確認をいただいております。</p> <p>以上で、第1号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>第1号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一、第四事前審査会です。まず、第一事前審査会の加藤委員から報告をお願いいたします。</p>
加藤委員	<p>案件1から案件3については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。</p>
議 長	<p>続いて、第四事前審査会上田委員長から報告をお願いいたします。</p>
上田委員	<p>案件4については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。</p>
議 長	<p>事前審査会の報告が終わりました。それでは、審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。</p>
委 員	<p>(意見・質問なし)</p>
議 長	<p>ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。</p> <p>全ての案件につきまして、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>そのように決定いたします。</p> <p>続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
久保主任	<p>今月は、1件の申請が出されております。議案書は4ページをご覧ください。</p>

案件1は、春野町森山、登記地目田、現況畑、343 m<sup>2</sup>を、自己住宅に転用するという内容の申請です。

現地案内図はNo.4をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

農地の区分につきましては、令和2年12月8日付けで農用地区域から除外されており、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にあることから、第1種農地と判断しておりますが、既存集落に接続して分家住宅を建築するものであるため、不許可の例外に該当するものと考えております。

それでは、事業計画の内容等についてご説明いたしますので、机上配布しております資料のうち①と書いている資料をご覧ください。

事業計画書によりますと、申請者は現在の住居が手狭になったため、新しい住居の建築を計画し、申請者が相続した農地が実家の隣地にあり、お互いに便利なことや将来他の農地を継承した際に耕作の利便性があることなどから、申請地を選んだとのことです。

続いて、2枚目の土地利用計画図及び排水計画図をご覧ください。

転用計画としましては、建築面積93.40 m<sup>2</sup>の2階建て住宅1棟と、駐車場3台分、植栽スペース、物干し場等に転用する計画です。

造成計画については、80 cmの盛土を行い、住宅を建築する部分以外は碎石敷きとする計画となっております。

申請地への進入経路については、申請地南側に隣接する市道から進入する計画となっており、市道の舗装されていない部分をアスファルト敷にすることで高知市道路管理課と協議済みで、工事許可については申請中とのことです。

排水については、生活排水は、居宅西側及び北側の排水管から浄化槽を経由し、敷地南東の集水枡で雨水と合流させて、申請地東側の水路へ排水する計画となっております。また、雨水は、雨水枡及び雨水管を通して、生活排水と同様に集水枡から水路へ排水する計画となっております。なお、水路管理者である高知市の排水同意については、申請準備中とのことです。

次に、申請地周辺の状況について説明いたします。申請地東側は里道を挟んで田及び水路、西側は宅地、南側は市道・水路を挟んで田、北側は申請者所有の田と水路・里道を挟んで田となっており、周辺農地の所有者の同意書が添付されております。

他法令の手続きとしまして、分家住宅として、高知市都市計画課に開発許可の申請準備中とのことです。

その他の添付書類についてご説明いたします。資金証明書類については、金融機関の通帳の写し及び融資見込み証明書が添付されており、転用に必要な資金を賄えるこ

	<p>とを確認しております。</p> <p>土地改良区の意見につきましては、本件転用に対して同意する旨の意見書が添付されております。</p> <p>地区の土木委員の意見としましては、問題ない旨の同意書が添付されております。</p> <p>以上で、第2号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>第2号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第四事前審査会です。第四事前審査会の上田委員長から報告をお願いいたします。</p>
上田委員	<p>案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。</p>
議 長	<p>事前審査会の報告が終わりました。それでは、審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。</p>
委 員	<p>(意見・質問なし)</p>
議 長	<p>ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。</p> <p>案件1については、第1種農地の案件ですので、県ネットワーク機構に諮問したのち、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>そのように決定いたします。</p> <p>続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
久保主任	<p>今月は、1件の申請が出されております。議案書は6ページをご覧ください。</p> <p>案件1は、春野町森山、田、363㎡を、自己住宅と農業用資材置場に転用するため、所有権を移転するという内容の申請です。</p> <p>現地案内図は、No.5をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地で、緑に塗った所が一体利用地となる宅地部分となります。</p> <p>農地の種別につきましては、申請地は農振農用地区域内の農地ではなく、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えている区域内の農地であるため、第3種農地と判断しております。</p> <p>それでは、事業計画の内容等について説明しますので、お手元の資料②をご覧ください。</p> <p>資料1枚目の事業計画書によりますと、譲受人は現在の町に居住しており、利用権設定して借り受けている弘岡下の農地まで通作していますが、今回の申請地は、譲受人の耕作農地に近く、耕作の利便性が向上することから、自己住宅を建築し、併せ</p>

て農業用機械を保管するための資材置場を設置することとしたとのことです。

続きまして、資料2枚目の土地利用計画図をご覧ください。

計画の概要としましては、宅地部分は建築面積 78.25 m<sup>2</sup>の木造平屋建ての住宅1棟及び駐車場、物干し場、資材置場部分は農作業用トラック駐車場、農業機械置場、選別場、肥料等置場、転回スペースに転用する計画となっております。

造成計画につきましては、宅地部分は申請地南側の県道との高低差を解消するため、現況地盤から50cm程度の盛り土を行う計画で、資材置場部分は現状のままとし、宅地部分との境にはなだらかな傾斜をつける計画となっております。

整地計画につきましては、宅地部分は砕石敷きとし、資材置場部分は土のままとする計画とのことです。また、宅地部分の東側に擁壁を施工する計画となっております。

申請地への進入経路につきましては、南側の県道より進入する計画となっております。

続きまして、排水計画についてご説明いたします。資料3枚目の排水計画図をご覧ください。

宅地部分につきましては、生活排水は住宅の西側に埋設する合併浄化槽を經由して、建物雨水は集水桝を經由して、その他の雨水は自然流下により、それぞれ申請地南側に隣接する県道側溝に放流する計画となっております。なお、排水同意については現在申請準備中で、県道側溝への接続にかかる道路占有許可につきましても、現在申請準備中とのことです。

また、資材置場部分につきましては、生活排水は発生せず、雨水は自然浸透とする計画となっております。

次に、申請地周辺の状況について説明いたします。申請地東側は田、西側は宅地及び水路を挟んで田、北側は水路を挟んで畑となっており、それぞれの土地所有者からの同意書が添付されております。

また、南側は県道を挟んで田となっておりますが、県道の幅員が歩道を含めて約10mあるため、本件転用に関して悪影響を及ぼす恐れはないものと考えます。

なお、西側の一体利用地につきましては、申請者と西側土地所有者との合意により、申請地と併せて宅地の一部として利用するために、使用貸借契約を締結しており、契約書が添付されております。

その他、資金証明書類については、金融機関の通帳の写しが添付されており、今回の転用に必要な資金を賄えることを確認しております。

土地改良区の意見書につきましては、本件転用に対して同意する旨の意見書が添付されております。

	<p>土木委員の意見につきましては、特に問題ないことを事務局で確認しております。</p> <p>他法令については、農家住宅を建築するという事で、高知市都市計画課と協議済みとのことです。</p> <p>以上で第3号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>第3号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第四事前審査会です。第四事前審査会上田委員長から報告をお願いいたします。</p>
上田委員	<p>案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。</p>
議 長	<p>事前審査会の報告が終わりました。それでは、審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。</p>
委 員	<p>(意見・質問なし)</p>
議 長	<p>ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。</p> <p>案件1については許可相当との意見を付して申請書を県知事に送付することに、決定いたしますが、ご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>そのように決定いたします。</p> <p>続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
委員1名	<p>(退席)</p>
久保主任	<p>今日は、44件の申請が出されております。</p> <p>内訳は、所有権移転が1件、利用権の新規設定が13件、更新設定が30件となっております。</p> <p>議案書8ページに、所有権移転の総括表を掲載しておりますのでご覧ください。</p> <p>今日は、所有権の移転をする者が1人、所有権の移転を受ける者が1人で、所有権移転を行う農地は田が1筆で723㎡です。</p> <p>次に、議案書9ページに、利用権設定の総括表を掲載しておりますのでご覧ください。</p> <p>まず、表の上段をご覧ください。今日は、利用権を設定する者が43人で、延べ47人、利用権の設定を受ける者が31人で、延べ47人となっております。</p> <p>土地の内訳は、田が114筆で87,934.65㎡、畑が23筆で22,739.82㎡、合計137筆で110,674.47㎡です。また、設定の内訳を見ますと、新規設定が42筆で28,343㎡、更新設定が95筆で82,331.47㎡となっております。</p> <p>利用権設定の期間別の内訳及び下段の地区別の内訳については、説明を省略させて</p>

いただきます。

それでは、最初に所有権移転の案件からご説明いたします。議案書は12ページをご覧ください。

案件10は、布師田，田，723㎡を、売買により所有権を移転するものです。

本案件は、令和2年11月4日に譲渡人より売りたいとの申し出があり、令和3年2月3日にJA高知市旧布師田支所にて、農地等あっせん相談員立ち合いのもと、話がまとまったものです。なお、議案書に記載している金額は、売買価格を1反あたりの価格に割り戻した額となっております。

所有権移転の案件については以上です。

続きまして、利用権設定につきまして、新規設定の案件のみご説明いたします。なお、利用権設定の開始日は、全て令和3年4月1日となっております。

議案書は10ページをご覧ください。

案件1は、行川，畑，3,580㎡外2筆，合計5,510㎡を、30年間貸すという、使用貸借権の新規設定です。

なお、借人は、農地台帳に登録が無いため、耕作計画書を添付していただいております。耕作計画書によりますと、借人は法人であり、現在、ショウガを主体として営農しており、他にキャベツなども栽培しているとのこと。現在は作業受託により農業経営を行っていますが、今後は利用権を設定するなどしながら、経営拡大を進めていくとのこと。

また、借人である法人は、農地所有適格法人の要件を満たしていることを事務局にて確認しております。

続きまして、議案書は19ページをお開きください。

案件20は、介良乙，田，998㎡を、農地中間管理機構が中間管理権を設定して農地を借り受けるもので、3年間賃借権を設定するものです。なお、貸付予定者は、現地で水稻を栽培する予定とのこと。また、本件申請地は未相続地となっておりますが、相続権者全員の同意があることを事務局で確認しております。

続きまして案件21は、介良乙，田，1,311㎡外1筆，合計1,839㎡を、農地中間管理機構が中間管理権を設定して農地を借り受けるもので、5年間の使用貸借権を新規設定するものです。なお、貸付予定者は、現地で水稻を栽培する予定とのこと。

続きまして、議案書19ページから20ページにまたがり案件23は、介良丙，田，227㎡外3筆，合計981㎡を、20年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして、議案書20ページから22ページにまたがり案件24は、介良丙，田，439㎡外17筆，合計6,234㎡を、農地中間管理機構が中間管理権を設定して農地を借

り受けるもので、3年間使用貸借権を設定するものです。なお、貸付予定者は、現地で水稻を栽培する予定とのこと。また、本件の申請地は未相続地となっておりますが、相続権者全員の同意があることを事務局で確認しております。

続きまして案件26は、大津甲、田、838㎡を、5年間貸すという貸借権の新規設定です。

続きまして、議案書22ページから23ページにまたがり案件27は、大津甲、田、1,388㎡を、5年間貸すという貸借権の新規設定です。なお、本件申請地は共有地となっておりますが、共有者全員の同意があることを事務局にて確認しております。

続きまして、議案書は24ページをお開きください。

案件30は、大津乙、田、466㎡外1筆、合計932㎡を、5年間貸すという貸借権の新規設定です。

続きまして、議案書24ページから25ページにまたがり案件31は、大津乙、田、375㎡外4筆、合計3,171㎡を、5年間貸すという使用貸借権の新規設定です。

続きまして、議案書26ページから27ページにまたがり案件35は、春野町弘岡中、田、965㎡外1筆、合計1,568㎡を、農地中間管理機構が中間管理権を設定し、農地を3年間借り受けるという、貸借権の新規設定です。なお、貸付予定者は、現地で野菜を栽培する予定であるとのこと。

続きまして案件38は、春野町西分、田、504㎡を、10年間貸すという使用貸借権の新規設定です。

続きまして案件39は、春野町西諸木、田、1,962㎡を、10年間貸すという貸借権の新規設定です。

続きまして、議案書は28ページをお開きください。

案件40は、春野町東諸木、登記地目田、現況畑、2,418㎡を、10年間貸すという貸借権の新規設定です。なお、本件賃借人は農地所有適格法人の要件を満たしていることを事務局で確認しております。

以上、更新の案件も含め、計画の内容は経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18項第3項の各要件を満たしているものと考えます。

全ての案件について、本会で計画が妥当なものと決定されますと、令和3年4月1日付けで高知市が公告し、効力が発生するものです。

以上で、第4号議案の説明を終わります。

議 長

第4号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。

案件が第一、第二、第三、第四事前審査会です。まず、第一事前審査会の加藤委員から報告をお願いいたします。

加藤委員	案件1と案件2については、計画を妥当と認めました。
議長	続いて、第2事前審査会の久保田委員長から報告をお願いいたします。
久保田委員	案件3から案件6については、計画を妥当と認めました。
議長	続いて、第3事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。
山本委員	案件7から案件34については、計画を妥当と認めました。
議長	続いて、第4事前審査会の上田委員長から報告をお願いいたします。
上田委員	案件35から案件44については、計画を妥当と認めました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。
	案件20と案件24については、申請の当事者が農業委員の同居の親族となっておりますので、先に、この2件だけ審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、該当の委員は本案件を審議する間は退席をお願いします。
委員1名	(退席)
議長	この2件について、ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。
	案件20と案件24につきまして、計画を妥当なものとして決定することに、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	そのように決定いたします。
	事務局は委員を議事に復帰させてください。
委員1名	(復席)
議長	先ほどの2件を除く全ての案件を審議します。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。
	案件20と案件24以外の全ての案件について、計画を妥当なものとして決定することに、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	そのように決定いたします。
委員1名	(復席)
議長	続きまして、第5号議案、農用地利用集積計画変更の件を議題といたします。事務

久保主任	<p>局より議案の説明をお願いします。</p> <p>今月は、1件の申請が出されております。議案書30ページをご覧ください。</p> <p>案件1は、平成29年12月5日に開催されました第5回農地総会でご審議いただき、平成30年1月1日付で公告されました利用権設定の計画につきまして、設定する利用権の期間を、令和4年12月31日までの5年間であったものを、令和14年12月31日までの15年間に変更したいという内容で申し出があったものです。</p> <p>議案書では、変更後の計画でグレーに塗っている部分に変更箇所となっております。</p> <p>利用権の変更内容につきましては、法律上、公告等の手続きが定められていないことから、本会で変更が承認されますと、本日付で計画が変更されます。</p> <p>以上で、第5号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>第5号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。</p> <p>案件が第二事前審査会です。第二事前審査会の久保田委員長から報告をお願いいたします。</p>
久保田委員	<p>案件1については、計画の変更を妥当と認めました。</p>
議 長	<p>事前審査会の報告が終わりました。それでは、審議に移ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。</p>
委 員	<p>(意見・質問なし)</p>
議 長	<p>ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。</p> <p>全ての案件について、計画の変更を妥当なものとして決定することに、ご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>計画の変更を妥当なものとして決定いたします。</p> <p>続きまして、第6号議案、非農地判断の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
久保主任	<p>今月は、土佐山桑尾地区で行われた非農地判断の案件がございます。</p> <p>議案書は、別冊の第6号議案をご覧ください。</p> <p>非農地判断とは、農業委員会が耕作放棄地の現地調査を行い、「農地に戻せるもの」「非農業利用を検討せざるを得ないもの」等に振り分ける業務です。</p> <p>法律的な位置づけとしましては、農地法第52条の2に規定する農地台帳の正確な記録を確保するために判断を行うものとなります。</p> <p>高知市では、非農地判断事務処理要領を設け、農業委員及び農地利用最適化推進委員の中から2名以上で現地状況を確認し、対象地や周辺状況を把握のうえ、判断を行うこととしております。</p>

それでは、内容説明に移ります。

表紙をめくっていただいて、1枚目から2枚目が対象地の一覧、以下、3枚目から10枚目のA3折込が現地の位置図及び航空写真、11枚目以降が現地確認写真となっております。

令和3年2月15日に土地所有者に事前通知のうえ、令和3年2月18日に山本和正農業委員、和田卓英農地利用最適化推進委員及び事務局にて現地調査を行っております。

現地調査の結果、非農地判断を行った69筆の合計195,581㎡の全ての筆について山林化していると判断しております。

本会で本案件の対象地が農地にあたらないと議決されますと、土地所有者及び関係機関にその旨を通知し、農地台帳から対象地を削除することとなっております。

以上で、第6号議案の説明を終わります。

議長

第6号議案の説明が終わりました。非農地判断の制度について、事務局から補足説明をお願いします。

竹内係長

非農地判断手続きについては、これまでも事務取扱要領を定めていただく際にご説明してきたところですが、簡単に事務の流れだけを補足させていただきます。

農地パトロール等の際に確認した遊休農地の中で、地元の農業委員、推進委員が、すでに農地性を失っていると判断した土地について、おおよそ地区ごとに非農地判断を行っていく計画としております。

対象となり得るのは、農地パトロールの結果、農地への復原が困難な、いわゆるB判定とした土地及び、A判定とした農地の内、高知県農業公社が中間管理事業の対象地とならないと判断した土地です。

ただし、B判定等としたからといって、必ず非農地判断をしなければならないということではなく、周辺の状況等を参考に、農地でなくなっても問題がないと思われる筆を、農業委員、推進委員に指定していただくこととなります。

非農地判断の手続きに入る場合、あらかじめ土地の所有者等にその旨を事前に通知し、改めて農業委員、推進委員と事務局で現地確認を行います。

現地在土地改良区に入っている場合には、土地改良区の見解もお聞きしたうえで、事前審査会、農地総会でのご審議をいただくこととなり、現地の農地性の有無、つまり肥培管理を行うことで耕作が可能な土地であるか否かをご判断いただくこととなります。

現地がすでに農地ではないというご判断をいただいた場合は、土地の所有者等に非農地通知書を送付し、併せて法務局等の関係機関に対しても通知を行います。また、

農地台帳の当該の土地データを更新し、農地から除外いたします。

なお、土地の所有者等は非農地通知書により、土地の登記地目を変更することが可能となります。

本年は、土佐山桑尾地区のB判定農地の一部を対象としましたが、来年は土佐山桑尾地区の残りとし、他に土佐山・鏡地区で1地区から2地区程度を選定して判断を行う計画です。

以上で補足説明を終わります。

議長 補足説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。

案件が第三事前審査会です。第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。

山本委員 全ての案件について、現地が農地ではないと判断することを妥当と認めました。

議長 事前審査会の報告が終わりました。それでは、審議に移ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

委員 (意見・質問なし)

議長 ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。

全ての案件について、農地法第2条第1項に定める農地に該当しないと判断することにご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 そのように決定いたします。

議案外の報告を、事務局より一括してお願いします。

久保主任 議案外の案件について、まとめてご報告いたします。

まず、「①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件」についてご報告いたします。議案書は、32ページをご覧ください。

今月は2件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が1件、大津が1件となっております。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただき、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、「②農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の件」についてご報告いたします。議案書は、34ページをご覧ください。

今月は6件の届出が出されており、地区の内訳は、秦が1件、中央が1件、三里が1件、一宮が1件、介良が2件となっております。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、「③農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件」についてご報告いたします。議案書は、36ページをご覧ください。

今月は10件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が1件、旭が2件、初月が1件、37ページにまたがりまして秦が3件、鴨田が1件、三里が1件、長浜が1件となっております。

なお、案件10は、議案外報告「⑥農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件」の案件1と関連案件となりますので、後ほどご報告いたします。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、「④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件」についてご報告いたします。議案書は、39ページをご覧ください。

今月は1件の通知が出されており、地区の内訳は、介良が1件となっております。

全ての案件につきまして、農業委員に合意解約に相違ないことをご確認いただき、通知を受理しております。

続きまして、「⑤非農地証明願の件」についてご報告いたします。議案書は、41ページをご覧ください。

今月は12件の申請が出されており、地区の内訳は、朝倉が2件、旭が2件、42ページにまたがりまして潮江が1件、三里が1件、一宮が1件、介良が1件、大津が2件、43ページに移りまして春野が2件となっております。

全ての案件につきまして、農業委員と担当区域の農地利用最適化推進委員と事務局にて現地確認を実施し、いずれも非農地証明書の交付条件を満たしているため、農地総会での審議は不要と判断されましたので、事務局長専決処理により、非農地証明書を交付しております。

続きまして、「⑥農地法各条の申請取下・取消・訂正処理の件」についてご報告いたします。議案書は、45ページをご覧ください。

今月は1件の取下願が出されており、地区の内訳は長浜が1件となっております。

本案件は、先ほどの議案外報告「③農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件」議案書37ページの案件10との関連案件です。当該取消は、令和2年12月18日付けで農地転用届出書を受理し、令和2年12月28日付けで受理通知書を申請者に交付していたものですが、申請者が当該届出を行う以前に転用地の合筆を行っていたことが交付後に判明したため、合筆後の面積で再度届出を行う必要が生じたことから、交付していた受理通知書の取消しを行ったものであり、令和3年2月9日付けで許可等取消願が出され、令和3年2月10日付けで受理しております。

議 長 委 員 議 長	<p>以上で、議案外報告を終わります。</p> <p>議案外の報告に関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。 (意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。 事務局からの連絡がありましたらお願いします。</p>
事 務 局 報 告 近森次長 議 長 委 員 議 長 議 長 西本委員 竹内係長 西本委員 議 長 委 員	<p>(「令和2～3年度今後のスケジュール(予定)」を説明)</p> <p>事務局からの連絡に関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようでしたら、事務局からの連絡を終わります。</p> <p>その他として、何かご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>先月の総会で、矢野委員が指摘した春野町仁ノの土地の取り扱いについては、事務局がどのようにしたのか、報告をお願いします。</p> <p>先月の農地法第3条許可申請で、譲受人が所有している春野町仁ノの農地の一部に、土砂を仮置きしている状況にあるという案件がありましたが、申請者から撤去するとの申し出がありましたので、土砂の撤去が確認できれば許可とする、条件付き許可の議決をいただきました。その後、その件につきましては、2月下旬に撤去が完了しましたので、2月26日の第四事前審査会でも委員の皆さんに現地の写真をご覧いただき、農地に戻ったことを確認していただいたうえで、2月26日付けで許可書を交付しておりますので、ご報告いたします。</p> <p>私の方が勘違いをしていました。日付を決めて、1カ月後に撤去ができていないか、原状復帰できているかどうかで許可とするかの判断をしようと思っていました。条件付きの許可ということを忘れていました。</p> <p>他にご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
次 回 農 地 総 会 議 長	<p>ご意見・ご質問がないようでしたら、本日の農地総会を終了いたします。</p> <p>次回の農地総会は、令和3年4月7日(水)を予定しております。</p>
閉 会 議 長	<p>(議長 高橋政継 挨拶して閉会を宣す。(午後4時45分))</p> <p>以上で、本日の農地総会を閉会いたします。ありがとうございました。</p>

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する。

令和 3 年 3 月 31 日

議 長

高橋 政継

議事録署名委員

久保田 孝昭

議事録署名委員

竹内 佳代

議事録作成者

北村 沙季